

京北中學校 指ヶ谷
 慶應義塾 三田
 京華商業學校 本郷一丁目
 扶桑銀行 茅場町
 不動貯金銀行 櫻田本郷町
 富國銀行 日本橋
 深川銀行 黒江町
 武總銀行 蠣殻町
 富士製紙會社 尾張町
 富士紡績會社 本石町
 藤田組出張所 山下門

深川鐵工場 兩國
 富山房 スルガ臺下
 風月堂本舗 南傳馬町
 高等師範學校 表町
 高等商業 錦町
 國民英學會 錦町
 攻玉社中學 宇田川町
 工手學校 本願寺前
 國學院大學 飯田町
 高等工業學校 森田町
 駒込病院 本郷三丁目

近藤病院 東南國
 江東病院 龜澤町
 鴻池銀行支店 茅場町
 興業貯蓄銀行 靈岸橋
 麴町銀行 麴町四丁目
 湖南汽船會社 茅場町
 弘報堂 スキヤ外
 光月 瓦町
 越前堀銀行 靈岸橋
 江戸銀行 霞町
 治竹川町

榮太郎本舗 日本橋
 帝國大學 本郷三丁目
 天祐堂病院 水天宮前
 帝國商業銀行 茅場町
 丁酉銀行 竹川町
 帝國貯蓄銀行 京橋
 鐵業銀行 美倉橋
 帝國生命保險 日本橋
 帝國海上運送保險 茅場町
 帝國ホテル 日比谷
 天賞堂 竹川さ

麻布中學 天現寺橋
 青山學院 青山七丁目
 跡見女學校 水道橋
 愛生病院 富士見町
 朝倉病院 甲賀町
 青山病院 青山六丁目
 赤坂病院 山王下
 淺草病院 須賀町
 淺草銀行 駒形
 麻布銀行 一の橋
 東銀行 京橋

受知セメント會社 尾張町
 あまきや呉服店 市ヶ谷見付
 榊病院 市ヶ谷見付
 山龍堂病院 駿河臺下
 櫻井病院 兩國
 三省堂 駿河臺下
 左右田銀行支店 久形町
 佐野銀行支店 茅場町
 共立女子職業 神保町
 錦城中學 錦町

學校、病院、銀行、會社、商店

曉星中學
杏雲堂病院
木村病院
桐淵眼科病院
北濱銀行支店
木場銀行
京橋銀行
起業銀行
共同銀行
金城貯蓄銀行支店
汽車製造會社支店
共濟生命保險會社

飯田町三
甲賀町
尾張町
萬世橋
室町
黑江町
尾張町
兩國
末廣町
日本橋
龜澤町
人形町

機械製氷會社

玉寶堂
京橋青物市場

吾妻橋
切通下
南傳馬町

み

三輪田高等女學校
水原産科病院

麴町十三
神保町

明治大學

明治病院
明治火災保險會社
明治生命保險會社
明治製帽會社
明治治屋

甲賀町
須賀橋
須賀橋
須賀橋
須賀橋
須賀橋

三井銀行
三井銀行
三井銀行
三井物産會社
三菱會社
三越吳服店

三田銀行
三井銀行
三井銀行
三井物産會社
三菱會社
三越吳服店

明治商業銀行

明治商業銀行

日本橋
築地橋
銀座二丁目

商船學校

福島橋

職工徒弟學校

慈惠醫院專門學校
順天中學
女子高等師範
實踐女學校
淑德女學校
女子東京美術學校
女子美術學校
順天堂病院
神保院
信濃銀行支店
芝銀行

藏前
御成門
神保町
御茶ノ水
青山七丁目
表町
神保町
眞砂町
御茶ノ水
神保町
鐵砲町
櫻田本郷町

下谷銀行

昌平銀行
商買銀行
商工銀行
商業銀行
城東銀行
實業銀行
仁濟生命保險會社
秀英舍
白木屋吳服店

上野
萬世橋
鐵砲町
美倉町
本石町
通二丁目
蠣殼町
內幸町
數寄屋橋
日本橋

廣部銀行

廣目屋
平尾商店
守田寶丹
森村銀行

鐵砲町
京橋
馬喰町
切通下
日本橋

女子美術學校

順天堂病院
神保院
信濃銀行支店
芝銀行

眞砂町
御茶ノ水
神保町
鐵砲町
櫻田本郷町

仁濟生命保險會社

秀英舍
白木屋吳服店

內幸町
數寄屋橋
日本橋

專修學校

正則英語學校
正則中學
成女高等學校
全生病院

神保町
錦町三丁目
三門前
新宿二丁目
市ヶ谷見附

學校、病院、銀行、會社、商店

信濃銀行支店
芝銀行

鐵砲町
櫻田本郷町

肥後銀行

蠣殼町

全生病院

市ヶ谷見附

青年會館 錦町

セントラルホテル 築地橋

精研堂病院 森田町

す

集鳴病院 指ヶ谷

鈴木胃腸病院 歌舞伎座前

鈴木銀行支店 茅場町

住友銀行支店 茅場町

洲崎養魚會社 福島橋

隅田川汽船會社 駒形

神社、佛閣、名所、古蹟、劇場と停留場

名	稱	一	停留場	名	稱	一	停留場
飯田町停車場	飯田町	飯田町	飯田町	東禪寺	東禪寺	東禪寺	東禪寺
今戸八幡神社	吉野橋	ニ	西本願寺別院	東	豊川稻荷	豊川稻荷	豊川稻荷前
入谷	坂本町	重	ニコライ會堂	東	東海寺	東海寺	八ッ山
市村座	和泉橋、竹 一町、末廣町	橋	西新井大師	鳥越	鳥越神社	鳥越神社	森田町
濱離宮	新橋	馬場先門 一橋田門	日墓里	道灌山公園	道灌山公園	道灌山公園	上野
白山公園	指ヶ谷町	本	本門寺	常盤座	常盤座	常盤座	雷門
幡隨院	清島町	本	本郷座	東京座	東京座	東京座	三崎町
		蓬	星ヶ岡	王子公園	王子公園	王子公園	上野、日 一汽車
		菜	座				
		座	駒形町				

神社、佛閣、名所古蹟、劇場

神社、佛閣、名所古蹟、劇場

一七〇

名 稱 一 停 留 場
太田神社 甲賀町
鷲神社 雷門

名 稱 一 停 留 場
吉野園 吾妻橋
吉原遊廓 山谷町
瀧ノ川 上野ヨリ汽車
園子坂 指ヶ谷、切通
下、本郷三

名 稱 一 停 留 場
上野ステーション前
上野公園 上野
靖國神社 九段上

か
海晏寺 八ツ山
金山神社 甲賀町
龜戸神社 石原町
神田神社 宮本町
歌舞伎座 カブキ座前

そ
雑司谷 江戸川橋
津久土八幡 飯田橋
釣船神社 新宮町
妻戀稻荷 切通下

ふ
冬木辨才天 萬年町
深川不動尊 黒江町
深川公園 黒江町
深川座 黒江町
護國寺 江戸川橋

よ
四ッ目牡丹園 龜澤町

あ
赤坂離宮 青山一丁目
赤坂練兵場 青山三丁目
赤城神社 牛込見附
淺草公園 雷門
愛宕公園 愛宕町
飛鳥山 上野ヨリ汽車

き
魚籃觀音 伊皿子
錦輝館 錦町
北野神社 大曲
有樂座 スキヤ橋外
湯島公園 切通下

廣徳寺 稻荷町
五十稻荷 小川町
五百羅漢 龜澤町
金刀比羅神社 琴平町
麴町公園 山王下
赤坂見付上
小高園 吾妻橋
後樂園 水道橋
壽座 龜澤町
え
同向院 國技館前
演伎座 溜池

傳通院 表町
天王寺 上野
天徳寺 愛宕町
赤坂離宮 青山一丁目
赤城練兵場 青山三丁目
赤城神社 牛込見附
淺草公園 雷門
愛宕公園 愛宕町
飛鳥山 上野ヨリ汽車

め
目黒不動 青山七丁目
目赤不動 廣尾
目白不動 江戸川橋
明治座 浪花町

神社、佛閣、名所古蹟、劇場

一七一

神社、佛閣、名所古蹟、劇場

名 稱 一 停 留 場

宮 戸 座

三 崎 座 三 崎 町

新 橋 停 車 場 一 芝 橋

壘 寇 神 社 愛 宕 町

芝 公 園 參 門 前

清 水 谷 公 園 赤 坂 見 附

十 二 社 追 分

植 物 園 指 ケ 谷

新 富 座 新 富 町

名 稱 一 停 留 場

品 川 遊 廓 八 ヅ 山

新 宿 遊 廓 新 宿 一 丁 目

東 本 願 寺 別 院 菊 屋 橋

氷 川 神 社 山 王 下

日 比 谷 公 園 日 比 谷

青 松 寺 愛 宕 町

泉 岳 寺 泉 岳 寺 前

善 福 寺 二 の 橋

名 稱 一 停 留 場

瑞 聖 寺 伊 皿 子

住 吉 神 社 福 島 橋

水 天 宮 水 天 宮 前

須 賀 神 社 傳 馬 町

須 賀 神 社 須 賀 橋

洲 崎 遊 廓 福 島 橋

鈴 ケ 森 八 ヅ 山

旅館と停留場

旅 館 名 一 區 一 停 留 場

伊 東 屋 日 本 橋 南 傳 馬 町

伊 勢 榮 本 郷 本 郷 三 丁 目

今 田 屋 本 郷 湯 島 五 丁 目

井 ノ 口 麻 布 青 山 一 丁 目

壹 岐 坂 館 本 郷 元 町

井 筒 屋 下 谷 上 野 公 園

伊 勢 屋 下 谷 車 坂 町

今 戸 館 下 谷 吉 野 橋

伊 勢 屋 品 川 八 ヅ 山

旅 館 名 一 區 一 停 留 場

伊 勢 屋 神 田 馬 喰 町

飯 田 館 麴 町 飯 田 町

ロ セ ツ タ ホ テ ル 芝 芝 橋

六 方 館 京 橋 本 願 寺 前

晚 成 館 麴 町 飯 田 橋

望 遠 館 麴 町 飯 田 町

萬 世 館 神 田 須 田 町

花 屋 芝 芝 口

越後	櫻橋	東京橋
比壽屋	上野公園	下谷
盛舎	雷門	淺草
紅木屋	竹川町	京橋
東京ホテル	愛宕町	芝
東洋館	三崎町	神田
東北館	鍛冶橋	京橋
東郷館	南傳馬町	京橋
常盤屋	傳馬町二丁目	四谷
常盤館	區役所前	本郷
常盤館	切通下	本郷

旅館

東雲	日本橋	吳服橋
巴盤	日本橋	濱町
常盤	神田	小川町
忠勇	淺草	田原町
長榮	本郷	區役所前
秩父	四谷	傳馬町二丁目
千葉	京橋	靈岸橋
筑波	神田	須田町
千代田	神田	神保町
中央	京橋	鍛冶橋

一七五

旅館	芝	金杉橋
春月	館	切通下
梅林	本郷	靈岸橋
長谷川	京橋	芝
日昇	神田	甲賀町
日本	神田	神保町
日芳	神田	神保町
人城	神田	小川町
西本旅	京橋	京橋
西尾	日本橋	人形町

旅館	日本橋	鑿橋
房總	日本橋	通二丁目
寶來	日本橋	芝口
蓬萊	芝	本郷三丁目
鳳鳴	本郷	本郷三丁目
本郷	本郷	本郷三丁目
越後	麴町	九段上
越前	神田	須田町
榎本	日本橋	蠣殻町
越屋	日本橋	本石町
越中	日本橋	本石町

一七四

加賀	河内	上總	健豆	荊豆	川楨	上總	上總	蓋平	上村	金井
屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	屋	館	館	屋
神田	日本橋	日本橋	日本橋	日本橋	日本橋	日本橋	京橋	本郷	本郷	下谷
馬喰町	馬喰町	水天宮前	馬喰町	馬喰町	濱町	本石町	岡崎町	本郷三丁目	本郷三丁目	黒門町

加納	河内	上野	萬代	萬代	吉野	玉名	田島	武壽	大黒
屋	屋	館	屋	屋	館	館	館	屋	屋
下谷	淺草	本所	神田	神田	淺草	神田	神田	神田	日本橋
北稻荷町	雷門	東兩國	末廣町	須田町	吉野町	三崎町	末廣町	小川町	本石町

旅館

一七七

龍名	龍名	兩毛	陸前	兩國	近江	近江	小川	奧川	大野
館	館	館	屋	館	屋	屋	館	村	屋
神田	神田	神田	日本橋	本所	神田	日本橋	日本橋	日本橋	日本橋
甲賀町	神保町	美倉町	浪花町	東兩國	龍閑橋	今川橋	蠣殻町	蠣殻町	吳服橋

大坂	桶谷	近江	大野	大磯	大米	大坂	尾張	若松	若松
屋	谷	屋	館	屋	屋	屋	屋	屋	屋
日本橋	日本橋	京橋	京橋	京橋	下谷	淺草	淺草	下谷	淺草
馬喰町	本石町	靈岸町	八重洲橋	岡崎町	車坂町	雷門	田原町	車坂町	田原町

旅館

一七六

停車場

旅館名	阿波屋	旭樓	旭樓	旭樓	吾妻館	相模屋	三洲屋	佐々木屋	相模屋	佐倉屋
區	日本橋	神田	神田	神田	芝	麴町	神田	神田	神田	日本橋
停留場	鐵砲町	神保町	須田町	內幸町	芝口	飯田町	須田町	須田町	馬喰町	カブキ座前

旅館名	三柳館	佐倉屋	相模屋	紀ノ宮屋	菊宮屋	金生館	貴臨館	紀ノ國屋	菊ノ國屋	旅館名
區	本郷	本所	神田	芝	本郷	麴町	神田	京橋	淺草	區
停留場	本郷三丁目	東雨國	須田町	芝口	本郷三丁目	麴町四丁目	甲賀町	岡崎町	田原町	停留場

附 錄

電氣鐵道取締規則

旅 館 名 區		停 留 場
阿 波	屋 日本橋	鐵砲町
旭 樓	樓 神田	神保町
旭 樓	樓 神田	須田町
吾 妻	館 芝	芝口 <small>(王橋)</small>
相 模	屋 麴町	飯田町
三 洲	屋 神田	須田町
佐 々	木 神田	須田町
相 模	屋 日本橋	馬喰町
佐 倉	屋 京橋	カブキ座前

旅 館 名 區		停 留 場
三 柳	館 本郷	本郷三丁目
佐 倉	屋 本所	東雨國
相 模	屋 神田	須田町
紀 國	屋 芝	芝口
菊 宮	屋 本郷	本郷三丁目
金 生	館 麴町	麴町四丁目
貴 臨	館 神田	甲賀町
紀 國	屋 京橋	岡崎町
菊 屋	屋 淺草	田原町

結城館	有明館	め	メトロホテル	荷茗屋	見晴館	都濃館	美濃屋	宮城館	箕輪
本郷	京橋	京橋	京橋	神田	赤坂	京橋	日本橋	日本橋	小石川
眞砂町	カブキ座前		本願寺前	本石町	青山一丁目	山下門	馬喰町	淺草町	春日町

常信	昌	島	島	島	芝濱	聚生	品川	信濃	柴崎	信濃
總	平									
館	屋	館	平	鐵	屋	館	館	館	屋	屋
神田	神田	神田	日本橋	日本橋	日本橋	芝	芝	芝	四ッ谷	四ッ谷
松住町	馬喰町	錦町	日本橋	吳服橋	本石町	芝橋	芝口	東禪寺	南佐久間町	麴町四丁目

旗館

旅留名 旅館

新泉館	鹽屋	新川屋	下塩生屋	清水館	下總屋	城東館	廣島屋	蛭田屋	日ノ出館
本郷	下谷	淺草	本所	本所	深川	京橋	神田	神田	本郷
本郷三丁目	上野公園	吉野橋	東南國	東南國	相川町	南旗町	須田町	小川町	湯島五丁目

旅留名 一區 一停留場

森田館	生雲館	駿河屋	水明館
神田	神田	日本橋	京橋
三崎町	三崎町	通三丁目	カブキ座前

警視廳令電氣鐵道取締規則

警視廳令第三十二號

電氣鐵道取締規則左の通定む

明治三十六年八月十日

警視總監 大浦兼武

電氣鐵道取締規則

電氣鐵道取締規則目次

- 第一章 總則
- 第二章 營業者に對する規定
- 第三章 車掌運轉手等に對する規定
- 第四章 乗客に對する規定
- 第五章 電車の保護に關する規定
- 第六章 罰則
- 第七章 附則

電氣鐵道取締規則

第一章 總則

第一條 本則は軌道條例に依り主務大臣の特許を得て一般運輸營業に供する電氣鐵道に適用す

第二條 本則に於ける電車とは客車及貨車を併稱す

第二章 營業者に對する規定

第三條 電車及之に附則する機械器具は當該官の検査に合格し検査證書を受けたるものに非ざれば使用することを得ず

第四條 電車及之に附屬する機械器具は常に清潔堅牢に保持し破損したるときは速に修繕を加ふべし

第五條 電車には制動器、避難器、音響器及車掌運轉手間に通ず可き信號器を裝置すべし但し附屬車には制動器及信號器のみを裝置することを得

第六條 電車には其内外賭易き場所に車輛の番號を明記すべし

第七條 電車には行先を示す爲其前後に晝間は標札を掲げ夜間に標燈を點するの裝置をなすべし前項の標札標燈には其行先の地名を明記し警視廳の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

第八條 客車には乗客の滿員を示す爲其の前後に滿員札を掲ぐるの裝置を爲すべし

第九條 客車には車内賭易き場所に車輛検査證書、乗車賃錢表、及第四章の規定を掲ぐべし

第十條 客車には其前後及車内に相當の光力を有する電燈を點じ且車内には豫備として尙蓄電池式の電燈又は其の他の燈火を點ずるの装置をなすべし

第十一條 客車には天井の外廣告を掲ぐべからず

第十二條 電車の停留場及其の標示を設置せむとするときは警視廳の認可を受くべし之を變更せむとするとき亦同じ

第十三條の二 乗客の定員營業時間並に運轉系統、發車時間、發車數、其他發車

に關する事項は警視廳の認可を受くべし之を變更せんとするとき亦同じ

警視廳に於て必要ありと認め前項の事項の變更を命じ又は學生勞働者其他特種の人に對し特別の發車を生じたるときは之に違ふことを得ず

第十三條の二 軌道及電線路に對しては常に係員をして注意せしめ運轉上危険なからしむ

第十四條 車掌、運轉手、轉轍手、信號人及電線路番人の制服を定め警視廳の認可を受くべし之を變更せむとるとき亦同じ

第十五條 信號人及電線路番人を配置すべき場所を定め警視廳の認可を受くべし之を變更せむとるとき亦同じ

第十六條 車掌、運轉手を雇入むるときは其の族籍住所、氏名、生年月日と記し居住地所轄警察官署を経て警視廳に出願免許證を受くべし但し運轉手に係るときは其履歷書を添附すべし

第十七條 車掌、運轉手、本則に違背し又は就業上不適當と認めたるときは免許を取消すことあるべし

第十八條 左の場合に於ては三日以内に警視廳に届出べし但し第二號の場合は免許證書換若は再下附を受け第三號乃至第五號の場合は免許證返納すべし

一、營業者の住所、氏名を變更し又は會社の所在地、社名、社則、定款、代表者及其の氏名を變更したるとき

二、車掌、運轉手の免許證亡失、毀損し若は其の證面記載の事項に異動を生じ
又は文字不分明に爲りたるとき

三、車掌、運轉手を解雇したるとき

四、車掌、運轉手死亡し若は所在不明に爲りたるとき

五、電車の使用を廢したるとき

第十九條 電車運轉上より生じたる危険の事故は直に其の顛末を具し發生地の所
轄警察官署に届出づべし

第二十條 營業者にして未成年又は禁治産者なるときは其の願届書には法定代理
人の連署を要す

第三章 車掌、運轉手等に對する規定

第二十一條 車掌、運轉手、轉轍手、信號人及線路番人は就業中制服を着用すべし

第二十二條 轉轍手、信號人及電線路番人は濫に受持場所を離るべからず

第二十三條 車掌及運轉手は就業中免許證を携帯し警察官吏の求めありたる時は之を示すべし

第二十四條 車掌及運轉手は如何なる場合と雖其の免許證を有せざる者に自己の職務を委托すべからず

一、車掌は發車前車掌運轉手の氏名を記したる標札を客車内に掲ぐ可し

二、車掌は發車前第七條の標札を掲げ并に其の標燈及第十條の燈火を點す可し
第二十五條の一 車掌及運轉手は乗客並公衆に對し懇切に接遇し侮慢の行爲を爲すべからず

第二十五條の二 老幼者又は婦女乗降のときは特に保護すべし

第二十五條の三 運轉系統に定めたる方法に違ひて行車し又は前條の標札標燈に示したる行先地に到らずして其方向を變更し若くは行車を中止すべからず但運轉上故障を生じ已むを得ざる場合は此限りにあらず

第二十六條 車掌及運轉手は公衆に對し乗車を勸誘する爲呼聲を爲し又は行車中喫煙を爲すべからず

第二十七條 停留場に在りては停車す可し、但し乗車又は降車する者此の限にあらず

第二十八條 停留場以外に於ては別段の規定ある場合の外停車する者

第二十九條 運轉手臺には客を乗載すべからず

第三十條 定員外の人員を乗載すべからず

第三十一條 乗客定員に達したるときは車掌は満員札を掲ぐべし

第三十二條 乗客の乗り終り又は降り終りたる後に非ざれば行車の信
からず

第三十三條 車掌は第四十條乃至第四十四條に掲ぐる事項を監視し其

る者あるときは之を制止し尙肯ぜざるときは乗車を拒絶すべし其職務上に於ける正當の請求に應ぜざる者あるとき亦同じ

第三十四條 運轉手は如何なる場合と雖運轉手臺を離るべからず但し己むことを得ずして其位置を離るときは制動機の把手を外し之を携帯すべし

第三十五條 運轉手は定數外の車輛を連結して行車す可らず、但し單行車に在りて故障を生じたる電車を牽引し又は推進する場合は此限にあらず

第三十六條 運轉手は制限の速度を超過し行車すべからず但し制限内と雖道路の交又部街角橋上坂路曲線部又は往來雜沓の場合竝に他の電車と行違を爲んとする時は音響器を鳴し特に徐行すべし

第三十七條 車馬及歩行者が電車の線路を通行し又は電車に接近したるときは運轉手は音響器を鳴し持に徐行し又は停車すべし

第三十八條 運轉手は行車中各車間に相當の距離を保つべし

第三十九條 消防機械又は郵便馬車通行のときは運轉手は其進行に障礙を與へざる様徐行し又は停車すべし

軍隊、學生、生徒の隊伍及葬儀等の行列通過のとき亦同じ

第四章 乗客に對する規定

第四十條 左に掲ぐる者は乗車すべからず

一、酩酊したる者

二、同乗者に厭忌の感を起さしむべき疾病ある者

三、同乗者に不快の感ぜしむべき不潔の容装を爲したる者

第四十一條 臭氣を發散し其他同乗者の迷惑と爲るべき手荷物竝犬を携帯すべからず

第四十二條 客車乗降口の踏段に立止まり又は満員札を掲げたる場合に乗車すべからず

第四十三條 肢體を車外に出し又は電氣の裝置を爲したる機械器具に手を觸るべからず

第四十四條 放歌喧嘩し其他他人の迷惑と爲るべき行爲を爲すべからず

第四十五條 第三十三條の規定に依り乗車を拒絶せられたるときは即時又は最近の停留場に於て降車すべし但し此場合に於ては既に仕拂たる賃錢の拂戻を請求することを得ず

第五章 電車の保護に関する規定

第四十六條 軌道(附屬装置を含む)又は軌道に接する場所に諸車木石其の他の物件を留置き又は何等の方法を問はず電車の進行を妨害するの行爲を爲すべからず

第四十七條 電線に旗紙其の他の物を觸れしむべからず

第四十八條 電車の通過するときは車馬又は通行人は其進行の妨害と爲らざる様軌道外適當の位置に避くべし

第四十九條 重量の荷車は軌道外に相當の餘地を存するときは軌道を通行すべからず

第五十條 電車運轉の爲特に設けたる専用軌道敷を通行し又は之に立入るべからず

第六章 罰則

第五十一條 本則に違背したる者は拘留又は科料に處す

第五十二條 十二年未滿の者又は禁治産者にして本則に違背したるときは前條の科料を其法定代理人に科することあるべし

第五十三條 法人の業務に關し法人の代表者其他の従業者又は雇人にして本則第

二章に違背したるときは第五十一條の科料を法人に適用す

第七章 附則

第五十四條 現在の營業者は明治三十六年九月三十日迄に第三條第五條乃至第十條第十三條第十五條乃至第十六條の規定に従ふべし

第五十五條 他管内より東京府下に聯通する電氣鐵道營業者にして其管轄廳より本則第三條及第十六條に該當すべき検査證書又は免許證を受有する者は更に之を受くるを要せず(終)

明治四十三年四月十二日印刷
明治四十三年四月十七日發行

定價拾五錢

著作
權有
所

發行者兼

杉本正幸

印刷者

白土幸力

印刷所

三光堂

東京市神田區美土代町二丁目一番地

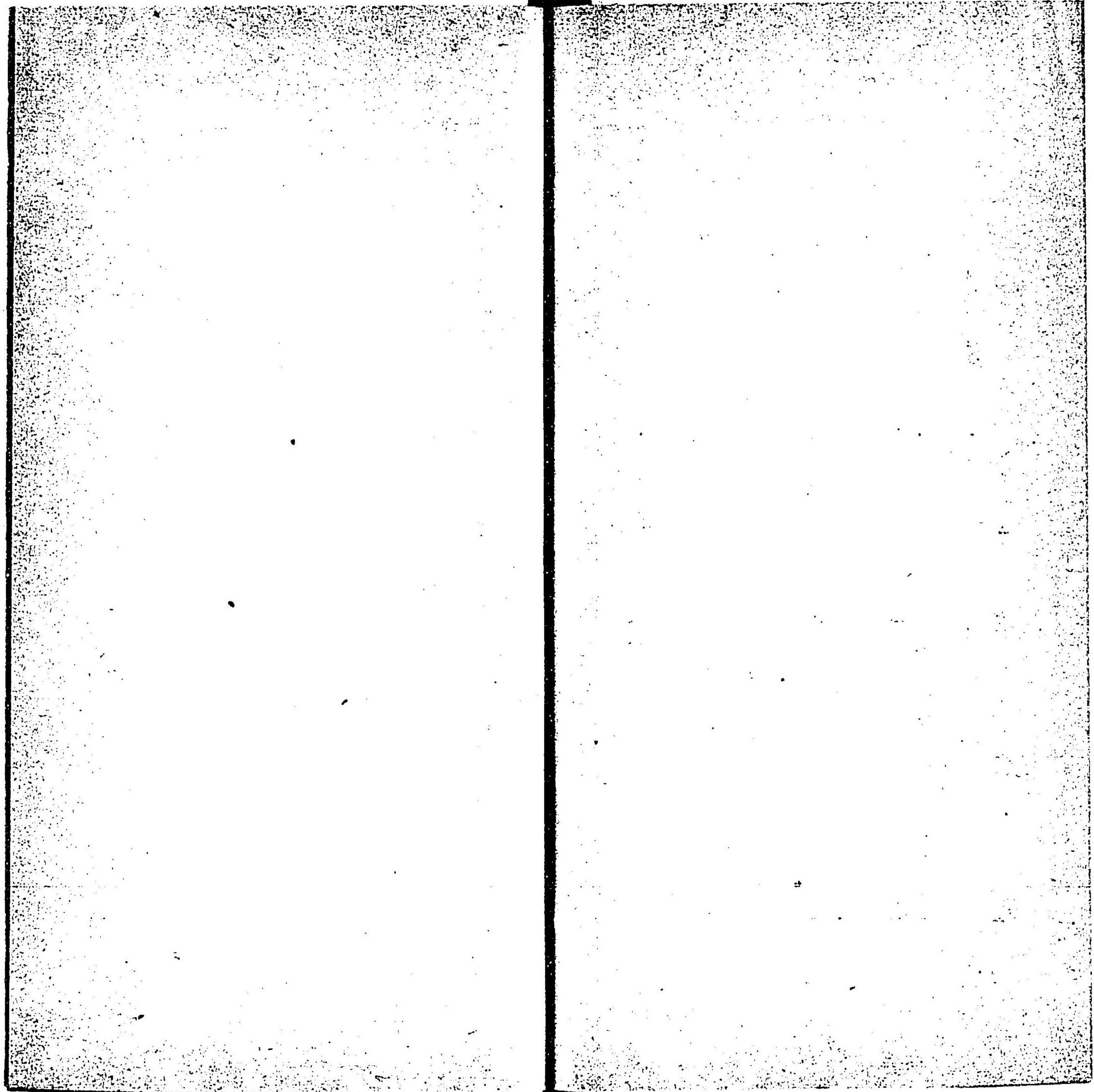
發賣元

東京神田

東

京

堂



堅牢
無比
ツク
と
ンバカ

は
アヲキ商店

京橋區南傳馬町

合資會社

本店主任

高橋彌四郎

〔電話本局二三八二番〕

品質精撰に注意し

東京市神田區鍛冶町

新案登録回轉式襟飾

西洋小間物化粧品類

松屋萬吉

電話本局二六三番
振替口座八三八二番

誠實廉價に販賣す

○のみよけ新品着に付廣告

賣藥外部



定價

發明新器 金五錢
平鍍入 金五錢
小鍍入 金拾錢
中鍍入 金廿錢
大鍍入 金五十錢

▲右のみよけは天下唯一の純品にして頗上等効能保證の新品なり

大日本元祖
輸入元



大坂屋號

東京市京橋區銀座三丁目

松澤八右衛門

電話特新橋五百三十四番

●賣捌店は全國諸々藥店賣藥店其店他諸々
に有候之間御もよりにて御求め願上候

明治卅四年 創刊

經濟時報

主筆 鷹居牧嶺

每月一回發行

一冊 金十五錢

郵 稅 壹 錢

本 社

東 京 市 麻 布 區 筭 町 二 八

發 行 所

府 下 豐 多 摩 郡 千 駄 ヶ 谷 町

ラダ石鹸

純良にして堅硬よく衛生と經濟とを兼ね又
ミシと磨香の利合たる美香、用後永く
消ゆること無きは根本的特點也品質を重ん
じて裝飾を省たされば誰く可き廉價なり。



本 東 井 上 太 兵 衛 鋪 京

259

1058

活版。石版。寫真版
銅版製造。印刷。書
籍帳簿裝釘業

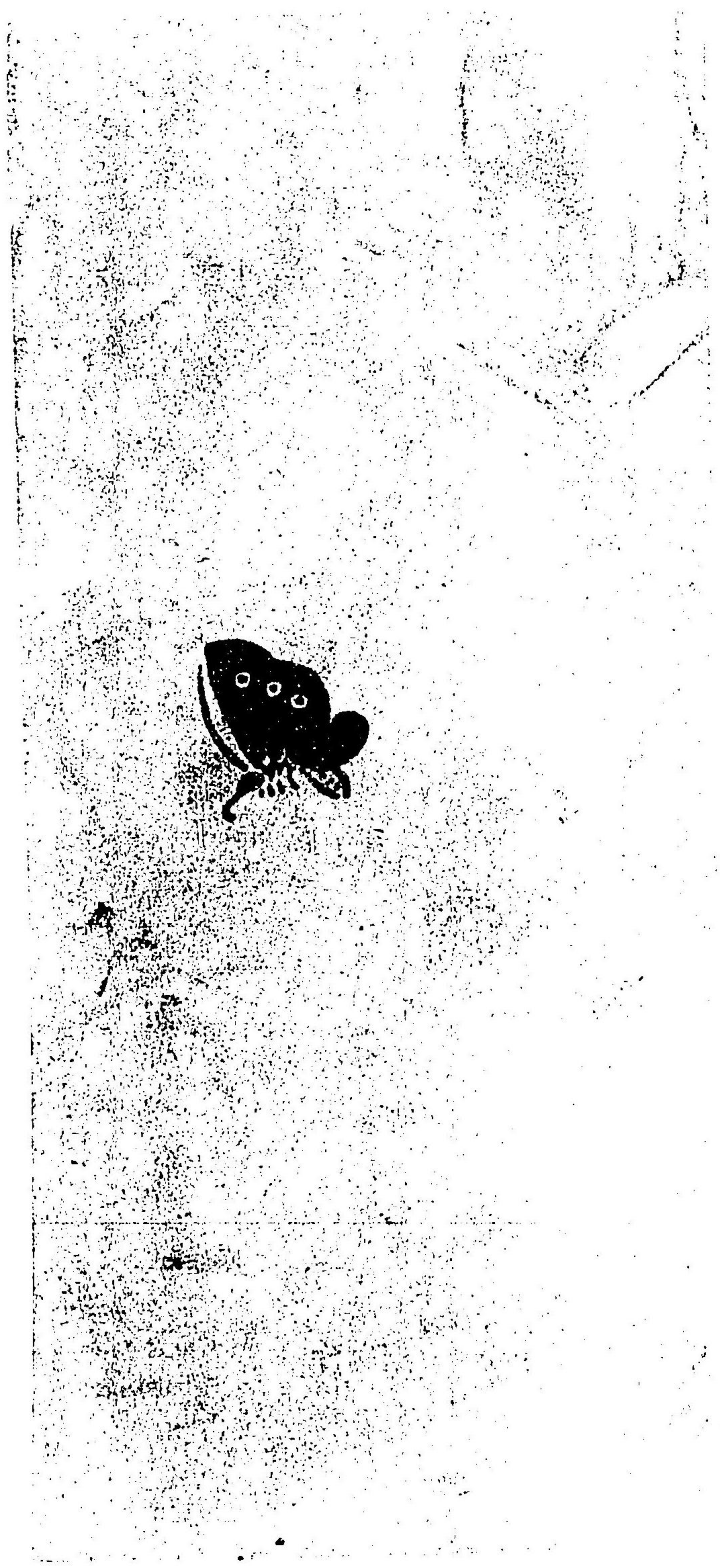
▼ 印 刷 鮮 明 ▲

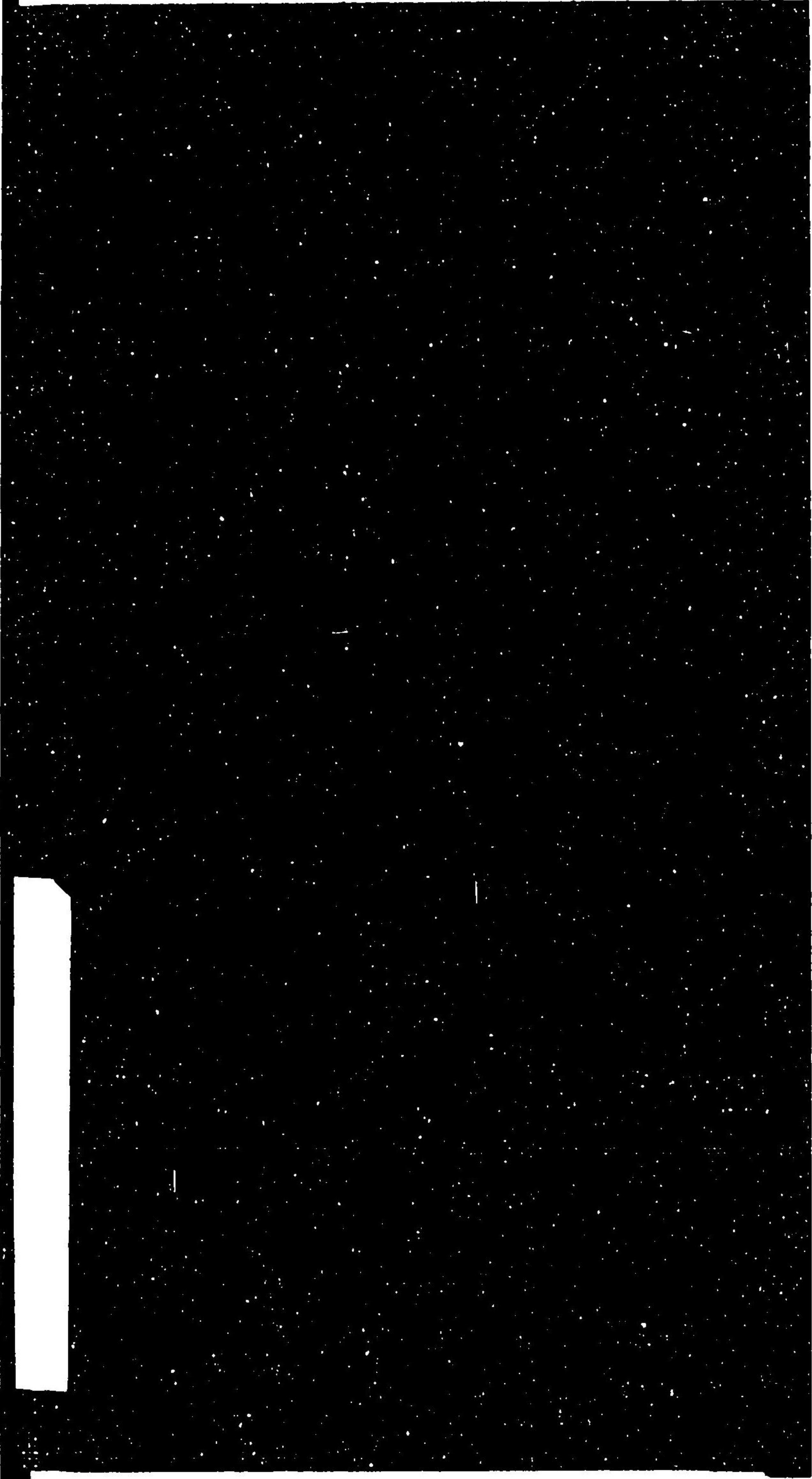
東京市京橋區弓町廿四番地

三協印刷株式會社

(電話新橋三百八十四番)

▼ 期 日 正 確 ▲





特30

236

最新
实用 東京電車案内

国立国会図書館

024093-000-8

特30-236

東京電車案内(最新实用)

杉本 正幸/編

M43

ADC-1240

